

栗東市監査委員告示第7号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第5項の規定に基づき執行した随時監査（工事監査）の結果を、同条第9項の規定により次のとおり公表する。

令和6年3月18日

栗東市監査委員 大橋 慎一

栗東市監査委員 三木 敏嗣

随時監査（工事監査）結果

1. 監査の種類 随時監査（地方自治法第199条第1項及び第5項）
2. 監査の根拠 栗東市監査委員監査基準に準拠し、実施した。
3. 監査の対象 工事名 出庭1号雨水幹線整備工事（土木工事）  
主管課 上下水道事業所 上下水道課
4. 監査実施日 令和6年1月30日
5. 監査の着眼点と実施内容

本市が発注する工事の設計、契約及び施工等が適正に行われているかを主眼とし実施した。実施にあたっては、技術的観点からの専門知識を必要とするため、公益社団法人大阪技術振興協会に技術士の派遣を求め、関係書類の調査及び関係職員から説明を聴取するとともに、工事現場の実地調査を行った。

6. 監査の結果

技術士による調査結果をふまえ、事業目的・計画、設計、積算・契約、工事管理・施工に関する書類はいずれも概ね適正に整備されており、現場の施工状況も大きな問題はないものと認められた。

なお、技術士から提出された調査結果報告書は別添のとおりであり、この内容を職員間で十分情報共有され、今後の建設行政に引き継がれることを期待したい。